

土地・建物の「大家さん」向け

不動産賃貸の法律トラブル対策セミナー

不動産は、人が生活や事業をしていくなかで長い間付き合うものです。そして、不動産の所有者が誰かにその不動産を賃貸する場合には、これもまた長い間のお付き合いになります。不動産といっても様々であり高価な財産ではありますが、現在では、事業者だけではなく、個人が所有する不動産を賃貸したり、あるいは副業として賃貸用の不動産を取得して運用したりしている人も増えてきています。

そこで、今回は、所有する土地や建物を賃貸している、あるいは賃貸しようと考えている『大家さん』に向けて、賃貸借関係にまつわる法律トラブルやその対策などを中心に、セミナーを開催いたします。

- ・賃貸借契約を締結する際に気を付けるべき点は？
- ・賃料を上げたいと考えている、賃料を下げてくださいと言われていて、法的にできるのか？
- ・賃借人が賃料を支払ってくれない、近所問題を起こしているがどうにかできないか？
- ・契約を終了して賃借人に退去してもらいたいけどどうすればよいのか？
- ・土地上の建物を賃借人ではない人が使っているが問題ないのか？

不動産賃貸の基本的な点からお話ししますので、ぜひ関心のある方はお越しください。

講師



弁護士 菊間 龍一

【略歴】

早稲田大学法学部卒業
早稲田大学大学院法務研究科修了
弁護士法人パートナーズ法律事務所
東京弁護士会消費者問題特別委員会



日時：11月28日（月）18時30分～20時00分

場所：弁護士法人パートナーズ法律事務所会議室
（豊島区南大塚3-36-7 T&Tビル4階 電話03-5911-3216）

参加費：2,000円（顧問先の皆様は無料） 懇親会費：1,500円

【不動産賃貸の法律トラブルセミナー】参加申込書

お名前：_____ ご参加人数：_____名様 お電話番号：_____

セミナー後の懇親会：（ご出席・ご欠席） メールアドレス：_____

※ご参加希望の方は、上記ご記入の上、03-5911-3217までFAXをお願い致します。